

## 第12回文教厚生常任委員会会議録

令和6年10月17日

### ○事 件

所管課報告事項

- (1) 水道料金・下水道使用料等の町民説明会及びパブリックコメントの結果について（環境水道課・地域振興課）
- (2) 給水装置工事申請について（環境水道課・地域振興課）

### ○出席委員（7名）

|     |           |      |           |
|-----|-----------|------|-----------|
| 委員長 | 赤 井 睦 美 君 | 副委員長 | 佐 藤 智 子 君 |
|     | 倉 地 清 子 君 |      | 齋 藤 實 君   |
|     | 関 口 正 博 君 |      | 能登谷 正 人 君 |
|     | 大久保 建 一 君 |      |           |

### ○欠席委員（1名）

黒 島 竹 満 君

### ○出席委員外議員（0名）

### ○出席説明員（6名）

|        |           |          |           |
|--------|-----------|----------|-----------|
| 環境水道課長 | 横 田 盛 二 君 | 環境水道課長補佐 | 作 田 知 宣 君 |
| 業務係長   | 松 本 俊 紀 君 | 水道係長     | 影 浦 修 司 君 |
| 地域振興課長 | 田 村 春 夫 君 | 地域振興課参事  | 小笠原 一 信 君 |

### ○出席事務局職員

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 事務局長 | 野 口 義 人 君 | 議事係長 | 千 代 貴 大 君 |
|------|-----------|------|-----------|

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（赤井睦美君） おはようございます。

◎ 所管課報告事項

【環境水道課・地域振興職員入室】

○委員長（赤井睦美君） 水道料金下水道使用料の町民説明会及びパブリックコメントの結果について、ご報告よろしくお願いたします。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） それでは、水道料金・下水道使用料等の町民説明会及びパブリックコメントの結果について、説明させていただきます。1ページをご覧いただきたいと思います。

まず初めに、1の町民説明会の開催結果についてでございますが、(1)開催状況ですが、8月19日から8月29日にかけて6回開催をいたしました。開催場所につきましては、八雲市街地ではびあ八雲と公民館でそれぞれ2回ずつ、そのほか熊石、落部、野田生、黒岩でそれぞれ1回開催をさせていただきました。参加者については記載のとおりで、合計で15名の方にご参加をいただいたところです。

(2)の町民説明会での主なご意見についてでございますが、別紙1に意見の内容と回答内容を記載させていただきました。内容についての細かい説明については省略させていただきますが、この度の料金改定に反対するという意見ではないと受け止めて入るんですが、基本的には今後の事業運営に不安を感じるといった内容の意見が多かったと受け止めております。

1ページ目に戻っていただきまして、2のパブリックコメントの実施結果についてでございますが、町民説明会終了後の9月2日から9月30日にかけて募集いたしました結果、1件のご意見をいただきました。

別紙2にご意見の内容と町の考え方を記載させていただきました。内容についての説明は省略させていただきたいと思いますが、主な意見としては町民説明会でいただいた内容と同様の内容と受け止めているところでございます。

この町民説明会とパブリックコメントでいただきましたご意見を考慮した結果、前回の常任委員会で説明させていただきました料金改定の内容をもって実施させていただきたいと考えているところでございます。

3の条例改正についてでございますが、関係条例の改正につきましては、令和6年の第4回定例会、12月定例会に上程をさせていただきたいと考えております。

上程予定の条例についてですが、水道料金の改定に伴うものということで、八雲町給水条例の改正、下水道使用料の改定に伴うものということで、八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例、し尿・浄化槽汚泥手数料の改定に伴うものということで、八雲町収入証

紙条例及び八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正を予定してございます。

以上簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 倉地委員。

○委員（倉地清子君） この町民説明会に関して、開催状況6回を小刻みにやってもらったことに関してはご苦労様でしたと言いたいところです。でも、その回数をせっかくやった割に人数が少ないなっていうのは印象であります、とくに遠方の黒岩や熊石も1、2名というすごく少数ですが、どういった方というか、年齢層というか、来られていたのか教えてもらってもいいですか。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 来ていただいた方はだいたい40代から70代くらいの方が多かったのかなというふうに思っております、この部分につきましては、はびあのほうで開かれたときにも、人数が少ないってご意見をいただいたところで、私どもといたしましても、重要な改定だと受け止めておりますので、ちょっと人数が少なくて残念というか本当にいいのかなと思っております、いただいた意見では反対がなかったのも、おおむね賛成ではないといえ、仕方がないというふうに受け止めていただいたのかなというかたちでは考えておりました。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 大久保委員。

○委員（大久保建一君） パブリックコメントにも書いていますよね。5年ごとに見直しして収支のバランスをとっていくということなんです、やっぱり人口減少に伴って費用抑制って書いてるけれども、その決定打って結局延長を短くするとかってなっていくのかな。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 水道でいくと多分延長を短くするってことは、人がいなくなるってことがあればそういうことも考えられるんですが、人数が少ないから給水の管を減らしてとはならないと思いますので、水道は、延長は減らすとしないと思います。

ただ、下水については区域を最終的に見直すって方法、費用対効果も含めて検証は必要だと思いますが、下水道区域から外して浄化槽の設置でって考え方を規模の縮小って考え方もあると思いますが、あとは費用を含めてどうするかって判断にはなると思うので、そうすると町民皆様にかかる負担も大きくなる可能性もあるので、まずはできるだけ費用を抑制して、あと今後の事業運営で料金体系の関係とかも今のままがいいのか、何か形を変えてもっと効率的に収入を増やす方法があるのかも検討しながら5年後どうするかに向けて事業を運営していくのが今としてはそれしかないのかなと考えております。

- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保建一君） そうだよな、インフラだから勝手に水は出さないとかっていかな  
いんだけどさ、だけど夕張なんか見たらさ、結局立地適正化でさ、やらないとないからなん  
ていうのかな、水道だけで考えれる話じゃないよね。そしたらそういう町のランドデザイ  
ン、そういうのって全庁的に今話し合いってしてるんですか。
- 環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境水道課長補佐。
- 委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。
- 環境水道課長補佐（作田知宣君） 多分、全庁的に考えるととなると、都市計画の関係で行  
くと立地適正化ってあると思うんですけども、それ今後多分見直ししていくとは思  
うんですけども、本来でいくとその中で居住誘導を図ってコンパクトなまちづくりを進めて  
いくって中で済む場所ってというのが縮小されると、当然そこに給水管とかが繋がって  
るんであれば、そこがなくなるというか更新しなくてよくなるってことで、管の影響が  
下がる可能性はあると思いますが、水道・下水道で考えるというよりは、全庁的にまち  
づくりをどうしていくかを含めて考えていかないと、減らしていきますねってこと  
にはきっと特に水道は命にかかわる部分だと思いますので、そこは慎重に議論しな  
いと駄目なのかなと思います。現時点でじゃあ全庁的に何かを話し合いとかを進  
めているかということ、現状では進めていないのが現状かなと受け止めてお  
ります。
- 委員（大久保建一君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 大久保委員。
- 委員（大久保建一君） こういう質問するのもあれなんだけれども、質問とい  
うかぼやきだと思って聞いてね、前回の立地適正化計画って、結構絵に描いた餅  
みたいな感じになってしまっていて、あれは本当に危機感をもって進めないと  
ならないことなのに、コンサルに頼んでできたみたいな感じで、それに向か  
ってどういう努力してるのっていったら全庁的にはやっていない感じだから、  
次に見直しするときは、是非インフラに関わる全ての課が口を出しながらや  
っていかないと、本当に立ちいかなくなっていく時代になっていくんじゃない  
かなと思うんだよね。その辺は是非水道課も建設課もいろんな課を合わせてち  
ょっとそういうちゃんと身になる計画を立ててほしいと思います。要望として。
- 委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。
- 委員（倉地清子君） はい。
- 委員長（赤井睦美君） 倉地委員。
- 委員（倉地清子君） 先ほどの続きになるんですが、町民の関心というか、ず  
っと前から料金改定の方は提案されていたので、町民の皆さんにその予告をさ  
せてもらっていたら仕方ないって方が大半だったのがこういう結果なんだな  
って思っているんですが、その中でもモノを言いたいって方のパブリックコ  
メントの中で、一番最後の資料参考にするの中でここまでは必要ないと  
かっていうのを厳しめに書いている、言ってくださっている方がいるん  
です。
- ほかの市町村の参考には必要なくて目先だけを考慮して判断してしまう議会にも注  
意していただきたいという文言があったのには、率直にきちんと判断材料として  
必要だなと思っ

てるから必要なんです、これ私の意見ですから反省しないとならないのかなって思わせてもらう資料をいただいたなと思いました。水道料金とは関係ないんですが、言いづらかったのかなと思って。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 一応、ほかの市町村がこういう状況だから八雲も上げます下げますってことではなくて、しっかりと内容を事業の内容を決めさせていただきましたが、多分ほかの市町村の料金の状況と違って町民からしたら結構興味のある部分なのかなってことで一応参考までについてことで載せさせていただいたというか、もありますし、多分載せなかったとした場合に、ほかの管内の状況はどうだって質問ももしかしたら出てくるのかなってことも想定させていただいて、参考までに、決して八雲が高いから安いからいいということではないと思いますが、そういうことで載せさせたということで、今後資料を作る、こういう機会があるかどうかわかりませんが、あればご意見を参考にさせていただいて、資料のほうの作成をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

私から。言い訳ですが、私も何人か誘っていこうと思いましたが、日程的にお盆のあとのドタバタな時期で、みんなに断られて、それでこれからきつと町広報とかで値上げとかやってやると思いますが、行かない人に限ってまた値上げかとなると思うので、やっぱりなぜ値上げするのかを本当にわかりやすく未来の人の借金を残さないって部分を強調して、行かないのが一番悪いんだけど、行かなかった人にもわかるように、是非町広報に優しく書いてほしいと思います。よろしく願いいたします。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 一応、今後12月の定例会で条例改正させていただいたとして、そのあと1月か2月の広報には料金改定のお知らせというか、そのこういう理由でって部分も含めて記事のほうを載せさせていただいて周知を図っていきたいと思いますし、当然、ホームページのほうにも同じ内容で周知させていただきたいと思います。

今回、参加人数が少ないということで、この少ないっていうのが興味を持っていただけないから少ないのか、開催の時期が悪かったのか、あと全部夜の時間帯でやらせていただいたということで、思いとしては日中働いている方は夜間じゃないと出席できづらいだろうということで夜間の時間帯をさせていただいたんですが、これが逆に高齢者になると夜だと外に出たくないから日中のほうがいいという方ももしかしたらいるのかなと考えていますので、今後こういう町民に説明をするような機会がもしあるとしたらそういう部分も含めてなるべく人が多く参加していただけるような説明会というかを目指して日程とか含めて考えていきたいというふうに思っています。

○委員長（赤井睦美君） 1月の広報に載るのであれば、各町内会の新年会、そのときには是非出前説明会で各町内会を呼んで説明聞いてくださいということにはしたいと思いますので、町内会長さんもいらっしゃるし、議会からも呼びかけてみんなで聞いた方がいいと思うので、是非お忙しいと思いますが、よろしく願いいたします。

ほかになれば次に行きます。給水装置工事申請についてよろしく願います。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） おはようございます。

八雲町の指定給水装置工事事業者は、八雲地域 13、熊石地域 2、町外 25、合計 40 業者であります。令和元年 10 月より資質の維持・向上を目的に 5 年ごとの更新制度が導入されまして、従来の無期限から 5 年間の指定の有効期限ということが定められております。

給水装置工事につきましては、水道使用者からの委任によりまして、指定事業者からの工事申請の提出をもって、町が承認をするという制度に沿った審査、管理を行ってまいりましたが、不適切な対応がなされている事例が見受けられること、あと現行制度自体にも問題点があるなどのご指摘もございました。

またこのことにつきましても、先般 7 月 18 日の本委員会報告においても、給水装置申請における制度設計について、整理をして報告させていただくという旨をお伝えしております。

この間、他の自治体事例等も調査をし、調べながら、どういった制度運営が適正なのかを検討してきたところでございます。

具体的には令和 7 年 4 月 1 日から変更することで、業者さんと町民への周知徹底を図り進めてまいりたいと現在考えておりますので、よろしく願います。

具体的変更内容については、資料により課長補佐より説明いたします。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） 委員長、環境水道課長補佐。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長補佐。

○環境水道課長補佐（作田知宣君） それでは給水装置工事申請について説明させていただきます。1 ページをご覧ください。

まず初めに、1 の概要についてでございますが、給水装置工事申請については、給水装置の構造及び材質が、条例で定める基準に適合していることを確保するというので、新設・改造・修繕・撤去する場合に必要な手続きで、事前に町に申請をし、その承認を得なければならないと定められております。

なお、この工事をする者というかできる事業者については、町の指定を受けた事業者でなければなりません。

今回、この給水装置工事申請の取扱いの一部につきまして、水道使用者、町民皆さまや指定事業者の負担軽減を図るために、令和 7 年 4 月 1 日から変更をさせていただきたいと考えております。

2 の変更内容についてですが、先ほども説明させていただきましたが、給水装置工事をする場合については、事前に町に申請をし、その承認を得なければならないとなっております。

その中で、修繕については、給水装置が破損した場合これを原形に修復する工事が修繕ということで、また給水装置の構造自体を変更するものでないということと、その性質上早急に工事を実施しなければならないということとを考慮いたしまして、現在の施工前の申請しているところから、これを施工後の工事届出にと取扱を変更させていただきたいというふうに考えているところでございます。

具体的な区分例につきましては、別紙1をご覧くださいと思います。

まず、給水工事の申請が必要なものといたしまして、新設の区分につきましては、新たにメーターを新たに新設する工事というかたちになります。

(2) 改造の区分につきましては、給水管の口径変更や増設、給水装置の位置の変更やリフォームなどが改造となります。

撤去の区分については、不用になったメーターを撤去する場合ということで、主に解体工事をした場合がこの区分となります。

そのほかに臨時工事の区分がございますが、これは工事現場などで一時的に水を使う場合となります。これが変更後申請を事前に申請を必要としたいという区分でございます。

次のページに修繕工事の区分を載せています。この度申請を不用といたしまして、工事届出書の提出とするものでございます。修繕の内容といたしましては、破損した水抜栓や給水管の交換やボイラーやトイレなどの末端の給水装置だけを取り換える工事が修繕の区分となります。

1ページに戻っていただきまして、3の条例等改正についてでございますが、取扱いを変更した場合に、関係条例と関係規則の一部改正が必要となります。その改正を令和6年第4回定例会に上程させていただけたらと考えております。

改正を必要とする条例については、八雲町給水条例でございますが、先ほど説明させていただいたとおり、条文に修繕という言葉がございますので、その修繕という部分を削除しようとするものです。

規則については、八雲町給水条例施行規則なんですが、この部分に修繕工事の施工完了後は、修繕工事届出書により、速やかに届出ることと記載を追加させていただこうとするものでございます。

今後なんですが、給水装置工事申請の取扱いの変更内容もそうですが、制度自体もそうですが、給水装置指定事業者については当然ですが、建築事業者や給水装置指定事業者以外でボイラーなどの取扱いを行っている事業者の方々にも周知の徹底を図ってまいりたいと考えておりますし、同時に町民皆さまにも広報やホームページにより周知の徹底を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上大変簡単ではございますが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） ありがとうございます。

このことについて質問、ご意見ありませんか。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） 今回の改正で少し関連になるようですけども、この事後報告のあと、役場がこの、そこを見分に行くとかは条例にも謳ってあって今までと変わらないんですか。言ってることわかる。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 申請を届け出制度にしたあとに現地に職員が検査に行くかどうかでご質問でいいですか。今まではそういう制度になっていますが、今回制度移行した後にはきちんと指定業者さんが法に基づいて処理していただく、修繕をしていただくということで、その修繕の報告書により内容を写真を添付していただいたり、そういった部分で書類で確認していただくということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） それで広報で町民にも知らせるということですが、広報見ない人もいますし、読んですぐに理解できないと思うので、相当言葉を工夫しないと何を言ってるんだって感じになると思うんですけども、つまり何が言いたいかという、町民に対してというよりも、事業者が頼まれたときにこうこういう手続きが必要なんですっていうのを業者のほうから依頼者のほうに話をするようじゃないとピンとこないと思うんですね。

だから町民に対しての説明は必要だし、今まで飛ばしていたことも町民自体がやらないとならないことってあるんだとは思いますが、だから業者のほうの指導というか、業者のほうへの周知がすごく大事になってくると思いますが、大変だと思いますが、その辺の心構えはどうですか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） まず一点目に指定業者さんなんですけれども、それはすでに10月2日に実際役場に来ていただいて、今言った問題点ですとかいうのを踏まえて来年以降町としてこういうかたちで移行したいんですけども、どういったご意見がありますかということで意見交換をしております。まだ具体的な細かいすり合わせというんですか、疑問点とか回答できていない部分もあるのかと思いますが、それについては概ねこういったかたちで整理をしていこうということでは了承をいただいているところはまず一点。

あと、指定店以外の先ほど課長補佐からも説明しましたが、そういった器具を取り扱われている業者さんがあると思いますが、そちらの業者さんに対しても町は直接出向いて、今回、来年の4月以降についてはそういった制度になるという旨を説明をさせていただきながら、給水装置については指定店で免許がある方でなければ当然交換はできないですので、そういったことをきちんとルールを守ったかたちで事業を執行していただきたいと周知しようというふうに考えております。

最後に、町民への説明についても、なるべくわかりやすい言葉で丁寧に発信はしていきたいと思っておりますが、あれは前回お話もありましたが、水道使用者様の責任という部分もその辺しっかりと明確に記載をした中で進んでいきたいと思っております。ですから、一概に業者さんだけではなくて、きちんと水道使用者様にもきちんとした責任もありますという部分も町としては発信していきながら周知したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） その水道使用者って言葉がピンとこないんです。工事を頼んだ人とか、工事を頼んだ側がっていうのでないと、水道いつも使ってるじゃんって感じで、それで町民というか依頼するほうはボイラーとかトイレの改修とか業者にお任せだと思うんです、書類上のことは。だから頼んだほうで必要な書類は業者のほうで書かないといけないです、それで書いたうえで出すのはあなたですっていうのが必要だと思うんですね、その辺よくわからなくて実際に町民が頼んだ側が自ら書いて出さないとならないものってあるんですか。

○環境水道係長（影浦修司君） 環境水道係長。

○委員長（赤井睦美君） 係長。

○環境水道係長（影浦修司君） 今申されていたお客様と工事事業者の間の書類の受川氏の部分に関しましてお答えいたします。水道事業者としては、水を使うお客様と指定店という間の関係性上、まず申込書の文頭に、お客様の責任全てを水道工事事業者に委任するという文面がかかれています。その中で、その書面でお客様の責任は一度すべて指定店という扱いとして書類は進んでいきます。その中でも土地の利害関係や個人財産にかかわる部分では個人と個人の請け交わしが必要となるんですが、それ以外の部分に関しては指定店が一任して申込書を役場に提出するかたちでこれまで進んできております。

○委員（佐藤智子君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 佐藤委員。

○委員（佐藤智子君） その、案外工事を頼んでしまったら、もう書類上のことはお任せで、そういう細かな説明も読む人は読むんでしょけれども、全て業者に任せる人が多いと思うんですね、その辺でその冒頭にも、ちゃんと業者のほうで依頼者のほうにこうなってるんだっていうのを説明するようなそういうふうになっていかないと、あまり今までと変わらないのかなっていうふうには私は思うんですね、そのことだけはお伝えしておきます。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） まずはこれ私の会社ごとでこのような面倒なお仕事をさせてしまったことに関してはお詫びを申し上げつつ、この件に関しては口を開くってことは俺も恥を忍んでとなるんだけれども、これからの水道事業者、役場も含めて、いいものに、当然こういうことがあったらしていかないとならないって思いの中で、ちょっとおまえが何言ってるんだっていう思いがあるのもわかるんだけれども、聞いていただけたらと思います。

なぜこのように、議員の皆様もこんなふうなことなんだろうってことは不審に思うかもしれないませんが、家の中の水道を役場が管理しないとないっていうのは、昔、井戸水が全盛だったときに、それと上水道が普及していったときに、それがクロスコネクションといって合わさって、一軒のそういうもののためにすべての水道が菌に侵される可能性がって部分で、クロスコネクションっていうんだけれども、そういうのをなくするために、使用者の安全を守るためにこういう制度があるってことだけは、だからこそちゃんとした指定業者がやらないとならないっていうのはちょっとご理解いただきたいと思います。

今、井戸減りましたからそういう意味においてはそういうものってなくなったんだけど、それにしても田舎のほうに行ったり八雲町内でもまだ井戸水を使用している家があるので、やはりそこはしっかりと気を付けて工事でもやらないとない。だからこういう管理しないとならないのはご理解いただけたらと思いますし、町民の皆さんに周知していただきたいと思います。

今回の改正の中でちょっと僕なりに思うところがあって、冒頭の説明の中で事業者さんの負担軽減があったんだけど、特にこの改造の部分ですね、浄水器、これも今いろんなタイプの浄水器があります。浄水器の機能は、たとえば残留塩素が大きくてちょっと俗に町民の方々がいうカルキ臭いから浄水器つけて臭いを取りたいだとか、だから浄水器もいろんなものがあるいろんなメーカーのものがある、でもこれっていうのは町としては規定の中でいろいろな薬注しながら調整しながら安全基準の中で供給できるものとやっているにもかかわらず、お客様が浄水器を付けることによって薬とかを排除する機能を持つものでもあるんですね。

これを町が規定してしまうと、その浄水器そのものの管理もすべてやらないとなくなる。これはある程度お客様の責任というものにしていかないと、ここまで町が管理するんですかって話にもなるんですよ。それでこれ僕も今まで結構言われることも多かったんです。浄水器つけたいんだけど、これどうだろうかってことに関して。これはある程度お客様の責任の下に浄水器ってものは取り付けさせていかないと、これを改造として扱って町条例と謳ってしまったときには、むしろ町の責任が発生してしまう。だって町が承認したことになる。だとするならこういうことはやっぱり外してしまってお客様のあくまで責任という取り付けした方の責任ですってことになっていかないと、これはちょっと取り留めなくなるんじゃないかと思うんです。

実際に近隣町村も役場の担当課で調べたんでしょうけれども、このような条例はほかの町村でも見られます。浄水器に関してこれはお客様の責任の下にこういうことを、こういう可能性がある、残留塩素がなくなることによって健康被害が及ぼすことがある、そういう悪徳業者もいますので、浄水器に関しては。ですからそういうことは謳いながら、僕は改造の部分から外したほうがいいと思います。

あともう一つは、トイレとボイラー、佐藤さんのほうから出ました。これもいろんな取り付け業者すべてに周知を徹底するってことを申し上げました。しかしながら、今っていうのは量販店であっても簡単にお客様が手に入れることはできるんです。水道器具に関しても、最近増えているのは海外製の器具、これは当然日水協の指定品じゃないものも多いんです。

それで、自由にそういうものは買えるようになってるし、配管に関しても今はYouTubeなんかで簡単に施工状況がわかりますし、ましてやこれも量販店で簡単に変える状況なんです。だから、ちょっと器用な人はボイラーとかは取り替えますし、逆にこれを規定に入れてしまったら、そこまで全部やるのかってことになってしまいうんですね。

ある程度お客様が自分の財産として所有するものに関しては、ここは僕はあまり規定を強くするっていうか、謳うことはしないほうがいいんじゃないかなって思うんですよ。当然、配管の変更とかはあるし、水道法というものに則るとするなら、当然ここもちゃんと規則として作らないとならない部分にせよ、当然時代によって変化させていかないと

いし、あともう一つは、お客様の財産に関してそこまで役場が管理するのかっていったらできることでもないですし、まして役場のほうで管理するのも僕は無理だと思います。相当な体制でやらないとないと思うので、ある程度そういうところは、これは悪い意味ではなくて、お客様の責任ってことにしていかないと、業務ばかり増えて大変なこととなると思います。

当然それを抜けて取り付けする業者も出てきます。これはボイラーだとトイレは取り替えやすいものですから。これ函館だけではないですよ。もしかしたら、札幌から来て取り替える場合も。前に聞いたのは親戚がどこかで水道やってるからつけてもらったとかって事例もありますし。一方で、そこは管理できなくて町内の指定業者のみは事後のそういう図面を要求するってことになる。これは公平性って部分でいっても、逆に負担、指定業者の負担軽減に僕はならないんじゃないかと思います。

言葉で、法令で作ることはできると思います。でも、実際の現状はちゃんと把握したうえで、その時代に即したかたちにしていかないと、やっぱり管理する側も僕は大変になるのかなと思いますし、これ恥を凌いでいってるんだよ、今後のためにどうかこの辺というのは事業者さんの意見を、指定業者さん、組合さんのほうに聞いたんでしょけれども、業者さんは環境水道課に対してああだこうだ意見言うことってなかなかできないと思います。そうですよ、管理されている側なんですから。

ですけれど、当然、役場のほうもこれからも事業のあり方だとか、さっきの料金もそうだけれども、ちゃんと将来見越した中で水道事業者もどんどん減っていきますから、これから。それでなんとか地元に残していくって考え方も、そのためにある程度の規制緩和はどの業界も必要だと思いますし、こういうことはね、ちょっともう一度検討して、来年4月からということなら、そのうえでまた今の指定工事さん、管理組合さんはちゃんとお話を図っていただけたらなと。それを環境水道課のほうから逆に申し上げていただく。これ絶対に言えないですから。業者は。よっぽどじゃなかったら。そこはそのようなかたちで慎重に進めていただきたいなと。

そのほかに関しては、ある程度いろいろ考えて練られたものだなとお見受けいたしますが、その器具の部分に関してだけは、そのようなことを頭の中に入れてこれから慎重に考えていただけたらと思いますが、どうでしょうか。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） 大変、貴重なご意見ということで伺わせていただきたいと思います。当然指定店との中で、今の事例とは別としてもですね、まだ町と業者さんとの間で実際の運用する中ですり合わせがですね、まだできてない部分が数点ございます。そういった部分も含めて今の浄水器ですとか、トイレ、ボイラーの扱いについても制度が始まるまでにどのような形で運用できるかは、一度持ち帰らせていただいて、町としてどういった対応がいいのかというのを再度検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（赤井睦美君） 関口委員。

○委員（関口正博君） あともう一点だけ。事後の図面を報告書を作ることにに関して、これもしょうがないとおもうんだけど、そういうことであるなら、業者としてもやはりその資料作成代は当然上乘せされることになると思うんですね。それは同時にお客様の工事単価の上昇にもつながります。これが本当に必要なものであるという周知は徹底しないといけないと思いますし、じゃあその町が言った業者からしたらそういう金額がかかって、じゃあそういう管理ができない、出てきた業者に関してはそういう手数料がかからないとなったときは、これも公平感の部分に関してはあまりよろしくないと思いますので、この辺ももうちょっと、もちろんこれも悪いことではないと思います。こういう管理のなり方にならざるを得ないのもわかるんですが、そういうことも考えていただきたいと思います。

○環境水道課長（横田盛二君） 委員長、環境水道課長。

○委員長（赤井睦美君） 環境水道課長。

○環境水道課長（横田盛二君） やはり水道、これやはりかちつとした部分で申し上げるしかないのかなと思いますが、基本的には水道法自体の大きな上位法があって、その下に町の条例なり規則があり、その中で修繕について説明をさせていただきましたが、整理をして事後でいい届け出制度としようということで整理しました。

町としては上位法の水道法があるので、それを何も、仮に届け出がないものとして整理をするということは、ちょっとこれはできないだろうという判断をしたのがまず一つです。

前回、確か副議長さんからもほかの状況とかも調べてくれて申出もありまして、他管内ですとか調べたんですが、大都市できちんとやっているところに関しても、こういった届け出制度で事後で運用している自治体も道内にも数自治体があるので、それも参考にして町としてはそういった届け出制度に移行したいと判断しました。

手数料については、従来であれば町に申請して承認ということで、手数料はかかりますが、今回届け出制度に移行するというので、町の手数料については料金がかからないということで制度設計をしてございますので、その辺は柔軟にできるように業者さんに簡易的なものでよろしいのでわかる範囲で作って確認とれる写真を添付していただいて、書面だけではなくてメールの提出やいろんなことで町は対応したいと考えておりますので、その辺ご理解をお願いしたいと考えております。

○委員長（赤井睦美君） ほかにありませんか。

なければ、さっそくいろいろ検討していただいてありがとうございます。本当に全くわからない世界だったのですごく勉強になりました。

町民にとっても業者さんにとっても、水道課にとっても負担のない方法で検討していただきたいと思います。今日はありがとうございました。以上で終わります。

#### 【環境水道課・地域振興職員退室】

○委員長（赤井睦美君） それでは今日は報告事項が環境水道課のみだったんですが、このことについて何か特別ありませんか。

素人で全くわからなかったんですが、今日黒島さんがいないから困ったなと思ったら関口さんが勇気をもっていろいろ言ってくれたので助かりました。

やっぱりこの制度って全く私たちにはわからない。

○委員（佐藤智子君） 言葉自体わからない。

○委員長（赤井睦美君） トイレのさっきも出たけれども、札幌の業者さんとか来て取り替えてるって結構あるんですね、そういうのは届け出はしてないってことですね。それも全然知らなかったから。

○委員（倉地清子君） 結局それをするってことは安く工事ができるってことだからそっちに行くんですね。

○委員（大久保健一君） いろんなバージョンがあるんじゃない。申請代取っていて、してない人もいるかもしれないし。いろいろあると思う。

○委員（倉地清子君） 悪徳業者。

（何か言う声あり）

○委員（関口正博君） でも、これ管理するほうが大変になってくる。水道法があるから、こういうふうにはせざるを得ないっていうのもすごくわかるんだけど、水道法自体も昭和30何年の水道法。

その当時はさっきも言ったとおり、井戸水とかがすごく多くて、それで上水道が普及していて同時につないだりしている。そしたら大腸菌とかがもう水道管に流れている事例もあったから厳しくしないとないんだけど、今はいろんな技術が、水道なんて技術必要なくなってきた、簡単に水道管繋げられたりだとかってなってきた。そこまで町や水道事業者が管理するのは時代にそぐわない。

○委員（大久保健一君） 飲み屋とかにあるお洒落なシンクとかって違法なの。

○委員（関口正博君） 外国製のものは基本、材質もある。この水道水とこの材質のものに通したときに溶け出してとかって、これも井戸と同じ考え方。だから国が指定した材質のものを使ってくださいってことでこういう。

○委員（大久保健一君） そしたら当然申請もしてないんだ。

○委員（関口正博君） でも今すごく多い。だからこれを町がそういう条例で謳っちゃうと、つけたものについての責任も逆に言ったら町が負わないとなくなる。だとしたらそこはお客様さんの責任としていかないと。役場を守るためにそういうことをしていけないと。俺が仕事するためじゃないよ。あくまでも。それわかってよ。

○委員長（赤井睦美君） よく手をあげたなって。

○委員（関口正博君） つらいよ。

○委員（大久保健一君） 違反したやつが言うから説得力ある。

○委員長（赤井睦美君） 言ってくれてよかった。

じゃあこれはもう一度検討するってことで。また報告いただきましょうってことで。

## ◎ その他

○委員長（赤井睦美君） その他何かありませんか。事務局から来月の。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） 委員長、議事係長。

○委員長（赤井睦美君） 議事係長。

○議会事務局庶務係長（千代貴大君） 次回の第13回の予定ですが、11月21日木曜日、午前10時よりこの場所ですべてで予定させていただきたいと思います。

また所管事務調査について、令和7年度予算、次年度予算で予定されている新事業のうち、これまでこの常任委員会で報告されていない案件についてご報告いただきたいということで、出席要求のほうを理事者側、町側に提出させていただきますので、場合によってはその案件がいくつか出てくるのかなと考えています。よろしくお願いいたします。

○委員長（赤井睦美君） 来月は21日木曜日です。それから新しい事業が報告されるのでよろしくお願いいたします。

皆様から何かありませんか。

昨日まで視察に行ってきましたが、とっても充実した視察、ずっと運転して下さった係長本当にありがとうございました。次長にもくれぐれもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

では、その報告書はちょっと文厚だけではなくて総務も一緒なので、相談しながら作成したいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上で終わります。お疲れさまでした。

[ 閉会 午前10時52分 ]